2022 年 10 月 3 日

吸収分割に関する事後開示書面

東京都千代田区神田三崎町三丁目１番１６号
株式会社ツナググループ・ホールディングス
代表取締役社長　米田　光宏

当社は、株式会社ツナググループＨＣ（東京都千代田区神田三崎町三丁目１番 16 号。以下「分割会社」といいます。）が運営する求人情報サービス事業である「シフトワークス」事業（以下「本件事業」といいます。）に関し、顧客との利用契約に関する権利義務を除く全ての権利義務を承継しました（本件吸収分割①）。また、当社は、吸収分割によりＨＲソリューションズ株式会社（東京都中央区日本橋三丁目 10 番５号オンワードパークビルディング 10 階。以下「承継会社」といいます。）に対して、吸収分割①により、分割会社から承継した権利義務及び当社が保有する本件事業に関する権利義務を承継させました（本件吸収分割②）。

本件吸収分割①及び本件吸収分割②に関する会社法（以下「法」といいます。）第 801 条第３項第２号、第 791 条第１項第１号及び会社法施行規則第 189 条の規定に定める事項は次のとおりです。

記

第１.本件吸収分割①について

１．吸収分割①が効力を生じた日

2022 年９月 30 日

２．分割会社における会社法会社法第 784 条の２、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 本件吸収分割①における差止請求手続の経過

本件吸収分割①は会社法第 784 条第２項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第 784 条の２の規定による請求権は発生しません。

(2) 本件吸収分割①における反対株主の株式買取請求手続の経過

本件吸収分割①は会社法第 784 条第２項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 本件吸収分割①における新株予約権買取請求手続の経過

本件吸収分割①に際して会社法第 787 条第１項第２号の要件を満たす新株予約権は存在しないため、同条による手続は行っておりません。

(4) 本件吸収分割①における債権者異議手続きの経過

本件吸収分割①において、分割会社は承継会社に承継させる債務につき重畳的（併存的）債務引受けを行うため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

３．当社における会社法第 796 条の２、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 本件吸収分割①における差止請求手続の経過

本吸収分割において、会社法第 796 条の２の規定による請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 本件吸収分割①における反対株主の株式買取請求手続の経過

当社は会社法第 797 条第４項の規定に基づき、2022 年８月 25 日付の電子公告において公告しましたが、同条第１項の規定による株式買取請求権を行使した株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条における債権者異議手続きの規定による手続の経過について

当社は、会社法第 799 条第２項の規定に基づき、2022 年８月 25 日付の官報及び同日付の電子公告において公告しましたが、同条第１項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

４．本件吸収分割①により当社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収分割の効力発生日である 2022 年９月 30 日をもって、分割会社から本件事業に関する権利義務（顧客との利用契約に関する権利義務を除く。）を承継しました。

５．会社法第 923 条の変更の登記をした日

2022 年 10 月３日（予定）

６．その他吸収分割に関する重要な事項

該当する事項はございません。

第２　本件吸収分割②について

１．吸収分割②が効力を生じた日

2022 年９月 30 日

２．当社における会社法会社法第 784 条の２、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 本件吸収分割②における差止請求手続の経過

本件吸収分割②は会社法第 784 条第２項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第 784 条の２の規定による請求権は発生しません。

(2) 本件吸収分割②における反対株主の株式買取請求手続の経過

本件吸収分割②は会社法第 784 条第２項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 本件吸収分割②における新株予約権買取請求手続の経過

本件吸収分割に際して会社法第 787 条第１項第２号の要件を満たす新株予約権は存在しないため、同条による手続は行っておりません。

(4) 本件吸収分割②における債権者異議手続きの経過

本件吸収分割②において、当社は、会社法第 789 条第２項および第３項の規定に従い、2022 年８月 25 日付の官報において公告するとともに、同日において電子公告を行いましたが、申述期限までに同条第１項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

３．承継会社における会社法第 796 条の２、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割②における差止請求手続の経過

吸収分割②において、会社法第 796 条の２の規定による請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 吸収分割②における反対株主の株式買取請求手続の経過

承継会社は会社法第 797 条第４項の規定に基づき、2022 年８月 25 日付の官報において公告しましたが、同条第１項の規定による株式買取請求権を行使した株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について

承継会社は、会社法第 799 条第２項及び３項の規定に基づき、2022 年８月 25 日付の官報及び同日付の電子公告において公告を行いましたが、申述期限までに同条第１項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

４．吸収分割②により承継会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2022 年９月 30 日をもって、本件吸収分割①により当社が承継した権利義務及び当社が保有する本件事業に関する権利義務を

承継しました。

なお、承継会社が分割会社から承継した資産、負債の額（概算値）は、次の通りです。

承継資産額：金 48 百万円

承継負債額：なし

５．会社法第 923 条の変更の登記をした日

2022 年 10 月 3 日（予定）

６．その他吸収分割に関する重要な事項

該当する事項はございません。

以上